○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改　正　後	改　正　前
328　規則第 328 条第１項、第２項及び第５項ただし書の規定により、外国会社がその本国又は本国以外の本邦外地域（以下「本国等」という。）において開示又は作成している財務計算に関する書類を財務書類として提出することとする場合は、当該外国会社から、これらの規定の適用の必要性について申出があり、かつ、これらの規定に規定する「公益又は投資者保護に欠けることがない」ことが確認できる資料の提出があることを条件とする。 「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」に関し、次に掲げる全ての要件を満たす場合における財務書類の用語、様式及び作成方法については、外国会社の本国等における用語、様式及び作成方法によるものとする。 １　外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法が、本邦における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、国際会計基準や米国会計基準に従ったものであることが考えられる。）。 なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した財務書類（中間財務書類を除く。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 26 条の３第１項第１号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第１項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。 ［２・３　略］	328　［同左］ １　外国会社が本国等の法令等に基づき使用している財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法が、本邦における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に従ったものであること又はこれと同等であると認められること（例えば、国際会計基準や米国会計基準に従ったものであることが考えられる。）。 なお、本国等における用語、様式及び作成方法により作成した財務書類（中間財務書類を除く。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明に代えて、金融商品取引法第 193 条の２第１項第１号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を受ける場合には、当該証明を行う者が、あらかじめ公認会計士法第 34 条の 35 第１項に基づく外国監査法人等の届出を行っていることが求められることに留意すること。 ［２・３　同左］